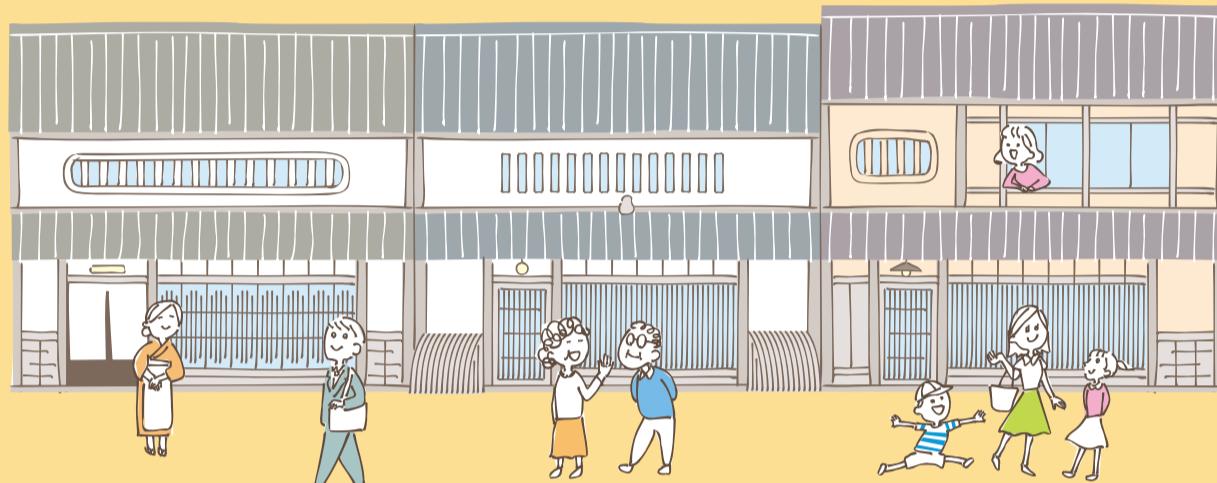


# 京町家を未来へ

「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」  
(京町家条例)を制定しました

ついては2、3面へ  
条例の内容に



京町家に関する相談  
窓口については4面へ

京都の町並み、歴史・文化の象徴である京町家。

建物としての視点だけでなく、四季折々の自然を感じる生活文化など、暮らしの美学や生き方の哲学が、京町家には凝縮されています。この貴重な財産を保全し、将来の世代に受け継いでいくため、様々な方々との協働の下に、京町家の保全及び継承を推進することを目指し、この条例を制定しました。

## 条例の概要

- 京町家を取り壊す場合には、届出が必要になります。
- 事業者団体等とも連携し、相談体制の整備、活用方法の提案や活用希望者とのマッチングを行っていきます。

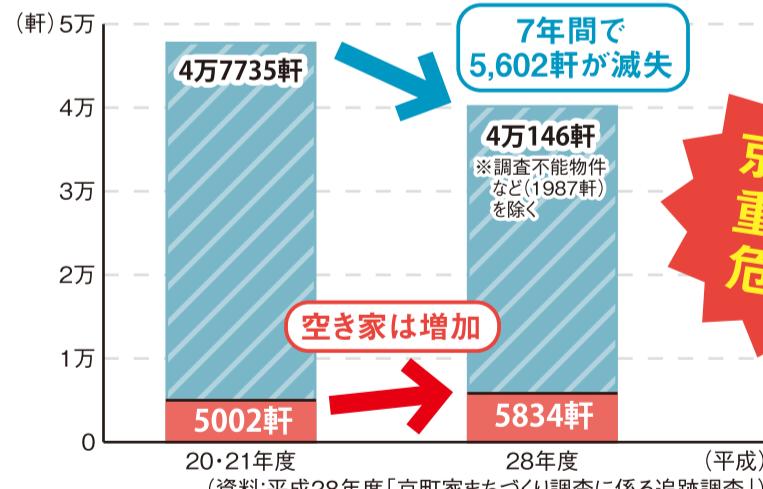
この紙面で、  
京町家とは何か、  
これからどんな取組みをしていくのかを知ってください。



わしが誰だか  
気になった方は、  
2面を見てください

近年、京町家の良さが見直され、京町家に住みたい、京町家で商売してみたいといった需要が高まっています。一方で、保全・継承について検討することなく、取壊しされる京町家が少なくありません。

### 【京都市における京町家の数】



所有者の方々だけでなく、みんなの問題として、  
京都の貴重な財産である京町家を守り、次の世代に引き継いでいきましょう！

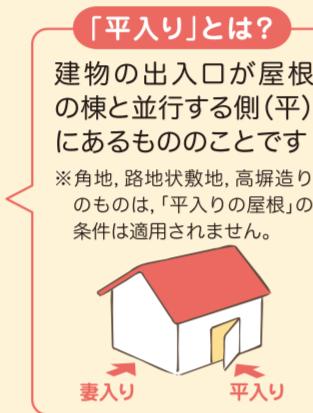
# 「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」

## 京町家とは?

- 京町家条例では、建築基準法が施行された昭和25年以前に建築された木造建築物で、伝統的な構造及び都市生活の中から生み出された形態又は意匠を有するものを「京町家」として定義しています。

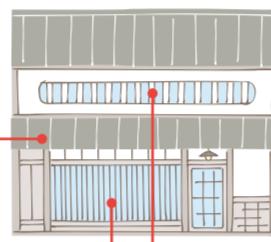
- 伝統的な構造とは  
「伝統軸組構法」や「伝統構法」と呼ばれており、柱や梁などの木組みと土壁の粘り強さで地震に耐える構造です。

- 都市生活の中から生み出された形態又は意匠とは  
3階建て以下、一戸建て又は長屋建てで平入りの屋根を有するほか、右記の形態又は意匠のうち、いずれか一つ以上を有するもののことです。



## 京町家の形態又は意匠

- 通り庭 道に面した出入口から続く細長い形状の土間。
- 火袋 通り庭上部の細長い形状の吹き抜け部分。
- 坪庭又は奥庭
- 通り庇 道に沿って設けられた軒。
- 格子 (伝統的な様式のものに限る。) 京格子や虫籠窓など。
- 隣地に接する外壁又は高塀



## 各主体の連携体制

京町家を保全・継承していくには、市や、所有者、使用者の方はもちろん、事業者、市民活動団体、市民の皆さまなど、様々な方々のご協力と連携が必要です。条例では、以下のように各主体の役割を定めています。



わしの名は「けいしょうき」。京町家の屋根の上の守り神・鍾馗(しょうき)さんに憧れ、京町家の保全・継承のために日々活動しておるんじやよ。今日は、新しくできた京町家条例について、解説しますぞ。



## 本市が取り組むべき施策の方向性

京町家の保全及び継承を図るために施策の方向性を定めています。

- 意識の醸成（広報、啓発、顕彰）
- 維持管理、修繕・改修の支援
- 活用促進のための環境整備や継承の推進に関する施策
- 改修等に関する技術の継承
- 各主体の連携・協力の推進（情報提供、交流促進など）など

## 新たな計画の策定

京町家の保全及び継承の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成12年に策定した「京町家再生プラン」の後継計画として、新たな計画を定めることとしています。

京町家の維持・保全にお困りの際は、お早めにご相談ください！

相談窓口については4面へ

## 京町家の取壊しの危機を事前に把握し、保全・継承に繋げる仕組み

平成30年5月  
から施行

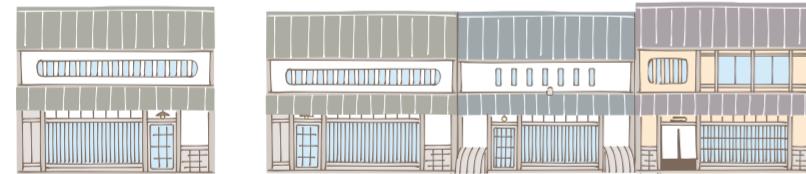
京町家について、取壊しも含めた処分を検討しようとする際に、早い段階で市に届け出いただくことで、京町家の保全・活用方法について幅広い選択肢をお示しし、当該京町家の保全・継承につなげていくことを目的とした制度です。

### 重要な京町家や区域の指定

趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで特に重要な京町家や区域を京都市が指定します。

#### 重要京町家

建物を個別に指定



指定にあたっては、  
・有識者等による審議会の意見聴取を行います。  
・指定予定の京町家や指定予定の地区に立地している京町家の所有者の方へは、事前に情報提供を行うとともに、指定後は市からお知らせします。

### 不動産業者・解体工事業者の皆さまへ

#### 不動産業者の方

所有者や京町家の購入者、賃借人に対し、京町家の保全及び継承に関する情報の提供・助言を行うよう努める必要があります。

#### 解体工事業者の方

京町家を解体しようとする方に対し、京町家の保全及び継承に関する情報を提供するよう努める必要があります。  
重要京町家又は京町家保全重点取組地区に立地する京町家については、  
・解体工事を請け負おうとするときは、取壊しの事前届出がされているか、所有者に確認が必要です。  
・解体工事の請負契約を締結するときは、市への通知が必要です。

### 所有者

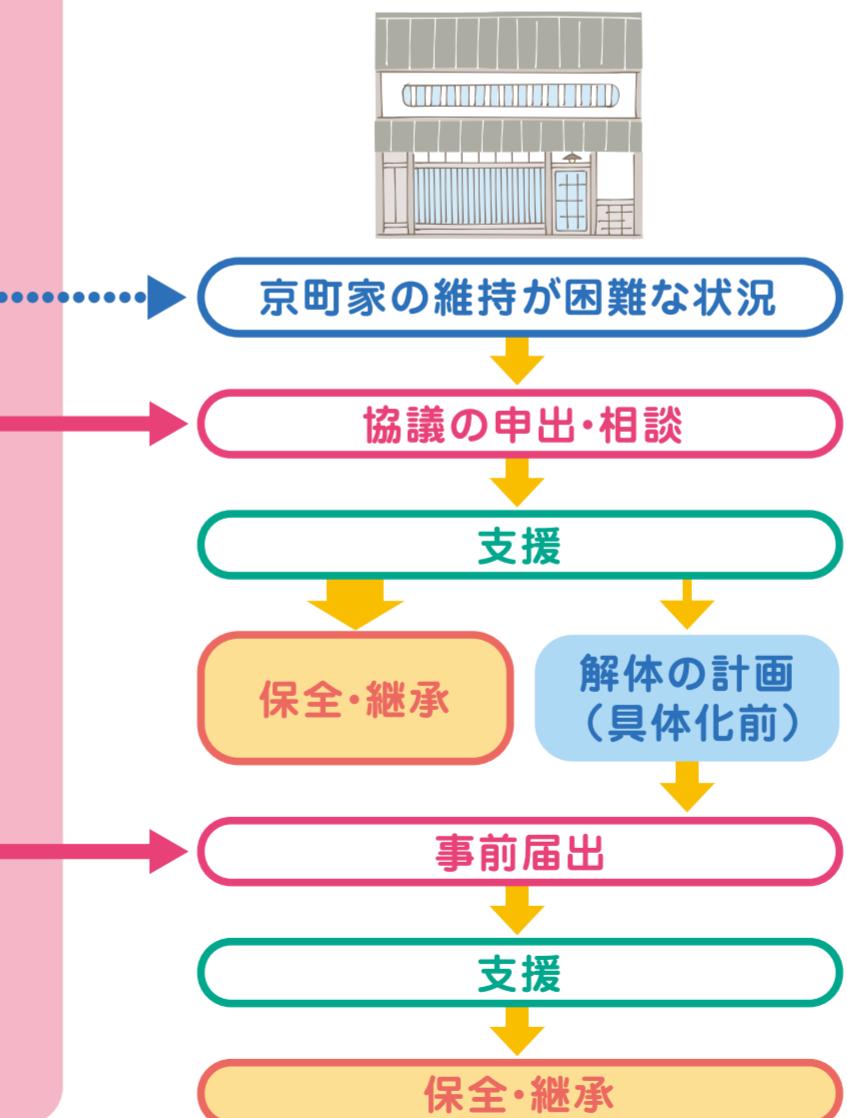
日常の維持管理や、改修に必要な資金の確保が難しい  
相続税の負担  
安心して貸せる相手を探すのが困難

京都市に対して、所有する京町家の保全及び継承に係る協議を求めることができます。

京町家を取り壊そうとする場合、できるだけ早い段階で京都市まで届出をお願いします

※重要京町家及び京町家保全重点取組地区に立地する京町家については、解体に着手する日の1年前までに届出が必要になります。  
(重要京町家については、手続違反に対する罰則(過料)があります。)

### 仕組みの流れ



### 京都市

### 事業者団体等

#### 連携

## 保全・継承に向けた支援

- 支援制度や活用事例の情報提供
- 事業者団体等と連携し、活用方法の提案や活用希望者とのマッチングなど、当該京町家を保全・継承するために必要な支援を行います。

# 京町家に関する相談窓口

(平成29年度現在)

京町家に関する  
悩みや不安を  
相談したい…

地震が起きた時に  
京町家の耐震性が  
不安だな…

京町家の外観を  
修理したい…

空き家の京町家を  
活用したい…

京町家について  
知りたい…

## 京町家なんでも相談

☎075-354-8701 (京都市景観・まちづくりセンター)

ご所有またはお住まいの京町家について、適切な継承に向けた、維持管理、改修、活用等、様々なご相談をお受けします。【相談無料】

[一般相談] (予約不要) 受付時間：月～土 9:00～21:30 日祝 9:00～17:00

※第3火曜日、年末年始（12/29～1/4）を除く

[専門相談] (要予約)

専門的な内容については、一般相談後、必要に応じて、大工、建築士、宅地建物取引士等の専門相談員が対応します。



## 京町家の耐震化支援事業

☎075-744-1631 (京安心すまいセンター)

耐震診断は今年度無料!  
受付は1月30日(火)まで!

まずは、専門家が地震に対する建物の安全性を調査する耐震診断をしませんか？  
また、耐震改修の設計や工事費用に対する補助制度も活用いただけます。



## 京町家まちづくりファン

☎075-354-8701 (京都市景観・まちづくりセンター)

京町家を伝統的意匠に修復する工事などに対して、工事費用の一部を助成しています。

## 景観重要建造物・歴史的風致形成建造物の指定・助成

☎075-222-3397 (京都市景観政策課)

良好な景観の形成や歴史的風致の形成に重要なものとして、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を受けることで、修理・修景工事に係る費用の一部を助成しています。（景観重要建造物等の指定を受けた場合、増築や外観の変更等に許可等が必要となります。）



## 京都市地域の空き家相談員

☎075-222-3503 (京都市まち再生・創造推進室)

京都市が、地域に身近な「まちの不動産屋さん」を「京都市地域の空き家相談員」として登録し、リストを公開しています。リストは、まち再生・創造推進室の窓口でご覧いただけるほか、ホームページに掲載しています。【相談無料】



## 京都市空き家活用・流通支援等補助金

☎075-222-3503 (京都市まち再生・創造推進室)

空き家を賃貸用または売却用として流通させる場合や、まちづくり活動拠点等の目的で活用する場合、改修工事や家財の撤去に係る費用の一部を補助します。

## 京町家カルテ,京町家プロフィール

☎075-354-8701 (京都市景観・まちづくりセンター)

京町家所有者の方に、自らの京町家の価値を理解していただき、今後の維持、管理、継承などに役立てていただくための資料です。

京町家カルテ：「基本情報」「文化情報」「建物情報」「間取図」で構成されたもの

京町家プロフィール：「外観調査に基づく京町家の建物・意匠情報」をまとめたもの



## 景観・まちづくり大学 京町家再生セミナー

☎075-354-8701 (京都市景観・まちづくりセンター)

京町家の所有者や居住者向けのセミナーです。改修の手法、相続、資金調達、活用方法などを分かりやすく学ぶことができます。



※上記のほか、平成30年5月の条例全面施行に合わせ、相談体制や支援制度を充実させることについて、検討を進めています。

京町家の保全・継承に関する施策の調査・企画・連絡・調整等を行っています。条例や全般的なお問い合わせはこちらまで！

お問合せ先 京都市まち再生・創造推進室 (京町家保全活用担当) ☎075-222-3503

